

ふあいぶるクラブ春日部 スクール／個人参加型 活動規約

第1条 (名称及び活動地) スクールは「ふあいぶるクラブ春日部 ○○スクール」(以下、「スクール」という。また、○○は開催名称と読み替えるものとする。)と称し、次の施設で活動す

- ① 埼玉県春日部市谷原新田155-71ウイング・ハット春日部
- ② 埼玉県春日部市大沼7-12 市民体育館
- ③ 埼玉県春日部市金崎616 庄和体育館
- ④ その他の施設

第2条 (目的) クラブはスクールなどの活動を通して、技術の向上及び普及に努め、心身の健全な育成及びスポーツの振興を図ることを目的とする。

第3条 (運営) スクールなどの活動の運営は「ふあいぶるクラブ春日部」が行い、事務局の所在地は次に示すとおりとする。

〒344-0059 埼玉県春日部市西八木崎3-6-7

第4条 (参加資格) スクールに参加を希望する者は、「ふあいぶるクラブ春日部」に入会の上、本規約及び諸規則を了承の上、所定の用紙にて申し込むものとする。

第5条 (入会金) 「ふあいぶるクラブ春日部」入会にあたっては入会金及び年会費を所定の期日までに納入するものとする。また、一旦納入された各費用は理由の如何を問わず還付しないものとする。

第6条 (会費)

(ア) 会費は前月末日までに、当月分会費を納入するものとする。

(イ) 一旦納入された各費用は理由の如何を問わず還付しないものとする。

第7条 (費用の支払方法) 諸費用の納入は、原則、指定口座に振り込むこととする。

第8条 (遵守事項) 参加者は本規約を遵守すると共に、別に定める諸規則に従うものとする。

第9条 (変更事項) 参加者はクラブに届け出た内容に変更が生じた場合、所定の用紙にて速やかに届け出るものとする。

第10条 (入校) 入会日は所定の手続きが完了した日の翌開講日とする。

(退校) 退会する会員は、所定の届出用紙により、退会を希望する月の25日までに当スクールに提出するものとする。

第11条 (保険加入) 「ふあいぶるクラブ春日部」入会時に加入したスポーツ安全保険の適用となる。補償は加入するスポーツ安全保険の適用及び給付範囲とする。

第12条 (負傷時の処置) 活動中に負傷等が生じた場合、応急処置を施すが、その後の加療等について、一切の責任を負わないものとする。また、日常の健康管理は、本人または保護者の責任において管理するものとし、その事に起因する障害等について、クラブは一切の責任を負わないものとする。

第13条 (除名) 次の各項のいずれかに該当する行為があった場合、その他当クラブが参加者として不適格と判断した者に対し、その参加者を除名することができるものとする。

(ア) 規約及びその他の規則に反したとき

(イ) クラブの名誉を傷ついたり、他の参加者に著しく迷惑となる行為があったとき

(ウ) 会費・その他の支払いを2ヶ月以上滞納したとき

第14条 (休校・閉鎖活動) 天災、交通事情、施設の不具合、社会情勢の変化、またクラブの存続が困難とする事由が生じた

ふあいぶるクラブ春日部 スクール／個人参加型 活動規約

場合、施設の場所の変更、休校、又閉鎖をすることがある。

第15条（免責事項）参加者は、活動に際して生じた事故及び盗難あるいは紛失等について、クラブに対し一切の賠償を求めないものとする。またクラブは賠償の責は負わないものとする。

第16条（付則）本規約は必要に応じクラブが改正、変更できるものとする。また、本規約に定めのない事項について細則を定める事ができるものとし、その改正、変更についてもクラブができるものとする。

第17条（施行）本規約は平成21年4月1日より施行する。

第18条（改定）平成21年5月20日

（改定）平成23年3月28日